



<p>する者として登録しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の申請書に基づき、受給資格を有する者として登録しない場合は、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。</p> <p>(受給者証の交付)</p>	<p>(受給者証の交付)</p>
<p>第6条 市長は、<u>前条第2項の規定により受給資格を有する者として登録された者（以下「受給資格登録者」という。）</u>に対し、<u>第4条第1項及び第3項の規定により助成金の支給を行う場合は、当該受給資格登録者（以下「受給者」という。）</u>に受給者証を交付しなければならない。</p>	<p>第6条 市長は、<u>前条の申請に基づき、第3条に規定する対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）</u>に受給者証を交付しなければならない。</p>
<p>2 市長は、<u>第4条第2項の規定により助成金の支給を行わない場合は、規則で定めるところにより、受給資格登録者に通知するものとする。</u></p> <p>(届出の義務)</p>	<p>2 市長は、<u>前条の申請に対して、第3条に定める対象者と認定しないときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(届出の義務)</p>
<p>第9条 <u>受給資格登録者</u>は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>受給資格登録者</u>は、所得の状況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>	<p>第9条 <u>受給者</u>は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第6条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者に対する改正後の第4条第2項及び第3項、第6条並びに第9条第2項の規定は、平成34年9月30日までは適用しない。